

# 多量排出事業者・準多量排出事業者による 産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書の手引き

令和7年3月 岩手県環境生活部資源循環推進課

## 1 はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t以上及び前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上である事業場を設置している事業者を多量排出事業者と規定し、減量計画書を作成し都道府県知事に提出することを求めています。

また、当該排出事業者は、計画を提出した翌年度には、その計画の実施状況を報告しなければなりません。

そして、岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」では、多量排出事業者と同様の考え方に基づいて、事業活動に伴い前年度の産業廃棄物の発生量が500 t以上1,000 t未満である事業場を設置している事業者を準多量排出者と規定し、多量排出者と同様の計画書・報告書の提出を求めています。

これらの計画書及び報告書は、毎年6月30日までに報告することを義務付けています。

つきましては、以下2の(1)から(6)の報告対象者に該当する事業者の方は、必要な書類を作成のうえ、令和7年6月30日(月曜)までに必ずご提出ください。

なお、これらの計画書及び報告書は、法及び条例によってインターネットの利用により公表することとされていますので、あらかじめご了承ください。

## 2 提出書類について

下表の(1)から(6)までの項目において報告対象者に該当する場合、右欄の報告書をご提出ください。県のホームページに記載例がありますので書類を作成する際の参考としてください。

なお、盛岡市は中核市のため、報告する際の排出量は「岩手県内(盛岡市を除く)」と「盛岡市内」で別々に算出してください。

報告対象者	提出が必要となる報告書の種類 (報告書の様式番号)
(1) 産業廃棄物の多量排出事業者 令和6年度内の産業廃棄物の発生量が1,000 t以上である事業所を設置している事業者	【法】産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の八)
(2) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者 令和6年度内の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上である事業所を設置している事業者	【法】特別管理産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の十三)
(3) 産業廃棄物の準多量排出事業者 令和6年度内の産業廃棄物の発生量が50 t以上1,000 t未満である事業所を設置している事業者	【条例】産業廃棄物処理計画書 (様式第1号)
(4) 前年度に産業廃棄物の多量排出事業者による処理計画書を提出した事業者	【法】産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の九)
(5) 前年度に特別管理産業廃棄物の多量排出事業者による処理計画書を提出した事業者	【法】特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の十四)
(6) 前年度に産業廃棄物の準多量排出事業者による処理計画書を提出した事業者	【条例】産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第2号)

# 多量排出事業者・準多量排出事業者による 産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書の手引き

## 3 提出方法・提出部数

以下に示したアまたはイの方法によりご提出ください。

なお、提出いただいた書類は、岩手県公式ホームページにおいて公表しますので、社印・代表者印や個人情報（代表取締役など氏名が公表されている方以外の氏名等）の記載がないことを十分ご確認ください。

### ア 紙媒体で提出する場合

正副2部を郵送または持参により、事業所を管轄する県内の各振興局保健福祉環境部等の環境衛生課に提出してください（以下5（2）提出先参照）。ただし、盛岡市内の事業所で発生した分については、別に取りまとめのうえ、盛岡市役所に提出してください。  
なお、多くの事業者からの報告が見込まれるため、原則控への返送は行いません。

### イ 電子データで提出する場合

電子データで提出する場合のファイル形式は、「PDF」とします。作成いただいたファイルをメールに添付し、岩手県庁資源循環推進課代表アドレス（AC0003@pref.iwate.jp）宛にお送りください。また、CD-ROMにより提出する場合は、以下5（2）の提出先にご提出ください。

## 4 提出期限

令和7年6月30日（月曜）

## 5 提出先

次のとおりご提出ください。

### （1）メールにより提出する場合

事業所の所在地にかかわらず岩手県庁資源循環推進課代表アドレス（AC0003@pref.iwate.jp）宛にお送りください。

#### 【メールで提出する際のお願い】

- ※ メール「件名」は「(御社名) 多量排出事業者による報告」としてください。
- ※ 多くの事業者からの提出が見込まれるため、メールが届いた旨の返信は原則行いません。  
到達確認が必要な場合は、メール送信後にお電話（TEL019-629-5368）をいただくか、メール本文に到達確認が必要な旨ご記載ください。
- ※ 提出された書類の記載内容に関する確認や修正依頼等については、事業所所在地の市町村を管轄している県の出先機関の職員が行います。担当者から連絡があった際はご対応願います。

多量排出事業者・準多量排出事業者による  
産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書の手引き

(2) 紙媒体・CD-ROMにより提出する場合

紙媒体により提出する場合は、事業所所在地の市町村を管轄している県の出先機関宛に、郵送または持参により提出してください。

事業所所在地	提出先	郵便番号	住所	電話
県外の事業者	岩手県庁 資源循環推進課	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5368
八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	020-0023	盛岡市内丸 11-1	019-629-6563
奥州市 金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	023-0053	奥州市水沢 大手町 5-5	0197-48-2422
花巻市 遠野市 北上市 西和賀町	花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	025-0075	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
一関市 平泉町	一関保健福祉環境センター 環境衛生課	021-8503	一関市竹山町 7-5	0191-26-1412
釜石市 大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	026-0043	釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	027-0072	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
大船渡市 陸前高田市 住田町	大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	022-8502	大船渡市猪川町 字前田 6-1	0192-22-9814
久慈市 洋野町 普代村 野田村	県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	028-8042	久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	028-6103	二戸市石切所 字荷渡 6-3	0195-23-9219
※盛岡市 (盛岡市長宛に提出)	盛岡市役所 環境部 廃棄物対策課	020-8531	盛岡市若園町 2-18	019-626-3755

## 多量排出事業者・準多量排出事業者による 産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書の手引き

### 6 お問い合わせ先

産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の作成や提出に関するお問合せは、各報告書の提出先にご連絡ください。

### 7 計画書・報告書を作成する際の留意点

県内で産業廃棄物を排出する事業所は、毎年度多量排出事業者に該当するか否かを確認し、該当する場合は必ず計画書を提出してください。

計画書において記載・策定しなければならない事項（条文）は次のとおりです。  
具体的内容は各事業者が自主的に記載・策定することになります。

#### 【記載事項】

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

また、計画書を提出した翌年度には計画の実施状況を報告してください。その際、建設業の場合は「図1：建設業における支店と管理作業所別の発生量の考え方」を参照してください。

建設会社Aの支店と管理作業所別の発生量

		支店名称				建設会社Aの合計
		岩手北支店	岩手南支店	青森支店	宮城支店	
発生量	作業所の所在地					
	岩手県(盛岡市以外)	①1,100t	③600t	⑤500t	⑦0t	⑨2,200t
	盛岡市	②700t	④100t	⑥100t	⑧1,100t	⑩2,000t
岩手県全域での合計		⑪1,800t	⑫700t	⑬600t	⑭1,100t	4,200t

- 1 岩手北支店が管理する岩手県(盛岡市以外)内の作業所における発生量は1,100t、盛岡市の作業所における発生量は700tですから、岩手北支店は岩手県に多量排出者の計画書・報告書、盛岡市に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 2 岩手南支店が管理する岩手県内の作業所から600tの廃棄物が発生しているため、岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 3 青森支店も上記2と同様に岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 4 宮城支店の管理する岩手県内の作業所からは廃棄物が発生していませんが、盛岡市内の作業所で1,100t発生しているため、多量排出者の計画書・報告書を盛岡市に提出する必要があります。

図1：建設業における支店と管理作業所別の発生量の考え方

## 多量排出事業者・準多量排出事業者による 産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書の手引き

さらに、年度により、排出量が1,000tを超えたり下回ったりする事業者は、「図2：毎年度の発生量と提出する計画書・報告書」を参照してください。

1. 岩手県(盛岡市以外)、盛岡市のそれぞれについて、下記のケースに該当する事業所・支店等があるか確認してください。  
 ○岩手県(盛岡市以外)内にあり、盛岡市内にはない。⇒県知事へ提出。  
 ○盛岡市内にあり、岩手県(盛岡市以外)内にはない。⇒盛岡市長へ提出。  
 ○岩手県(盛岡市以外)内、盛岡市内の両方にある。⇒県知事、盛岡市長へ、該当分をそれぞれ提出。
2. 建設業の場合は、行政区区域内の作業所(現場)を管理している支店等の単位で集計し、下記のケースに該当する場合は、上記1に沿って提出してください。  
 【建設業A社の支店と管理作業所別の排出量】を参照のこと。

注)「行政区域」とは、岩手県(盛岡市以外)及び盛岡市

処 理 計 画 等 の 対 象	前年度		当該年度		翌年度		翌々年度	
【ケース1】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆継続して500トン以上の事業所・支店等	500t以上		500t以上		500t以上		500t以上	
	◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)	
	◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)	
	◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)	
例1)	1,200t		900t		1,100t		1,300t	
例2)	800t		1,100t		700t		600t	
【ケース2】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆2年度間500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t以上		500t以上		500t未満		500t未満	
	◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)	
	◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)	
	◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)	
例1)	800t		1,200t		400t		300t	
例2)	700t		600t		400t		300t	
【ケース3】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆ある1年度のみ500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t未満		500t以上		500t未満		500t未満	
	◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)	
	◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)	
	◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)	
例1)	400t		1,200t		400t		300t	
例2)	400t		600t		400t		300t	
【ケース4】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆毎年度500トン未満の事業所・支店等	500t未満		500t未満		500t未満		500t未満	
	◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)		◆処理計画(多量/準多量)	
◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		
◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		◆実施状況報告(多量/準多量)		

注)「行政区域」とは、盛岡市および盛岡市以外の岩手県内

図2：毎年度の発生量と提出する計画書・報告書

## 多量排出事業者・準多量排出事業者による 産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書の手引き

なお、多量排出事業者の処理計画書・実施状況報告書の提出については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において次のとおり過料の規定が設けられています。

多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告しなかったものは、20万円以下の過料に処すること（法第33条第2号及び第3号）。

### 8 参考

環境省のホームページにおいて「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」が掲載されていますので、書類を作成する際の参考としてください。

【環境省ホームページ】「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアルについて」  
<https://www.env.go.jp/press/2661.html>